

トラック運転者の労働条件改善と安全衛生確保のための取組

道路貨物運送業(トラック運送業)は、国内の産業を支える基幹的な事業の一つであり、私たちの生活に欠かせないものです。

しかし、その反面でトラック運送業における労働時間は、他業種と比較して長時間傾向にあり、過労運転が交通事故の要因の一つともなっています。

また、労働災害についても、他業種と比べて高い割合で発生しています。

これらの背景として、集荷・配達時間等発注条件の制約、荷主都合による手待ち時間、配送先(荷主等)における荷役作業の制約などトラック運送事業者のみでは解決が困難な問題も挙げられています。

このため大阪労働局では、

- ①近畿ブロック一斉の集中的な監督指導(平成27年9月)
- ②トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会(平成27年7月設置)

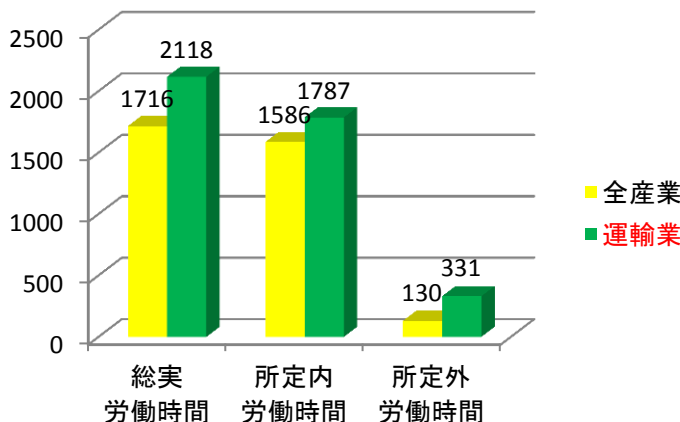
などを通じて、トラック運転者の労働条件改善と安全衛生確保に取り組んでいます。

1. トラック運転者の労働時間

平成26年大阪府内の労働時間をみると、全産業における年間総実労働時間は1,716時間であるのに対し、運輸業は2,118時間です。

トラック運転者等、運輸業に従事する労働者は、ほかの労働者に比べ年間402時間も労働時間が長いことがわかります(図1)。

図1 年間総実労働時間(平成26年・大阪)



2. 脳・心臓疾患の労災請求

図2 業種別「過労死」労災請求件数(平成26年度・大阪)

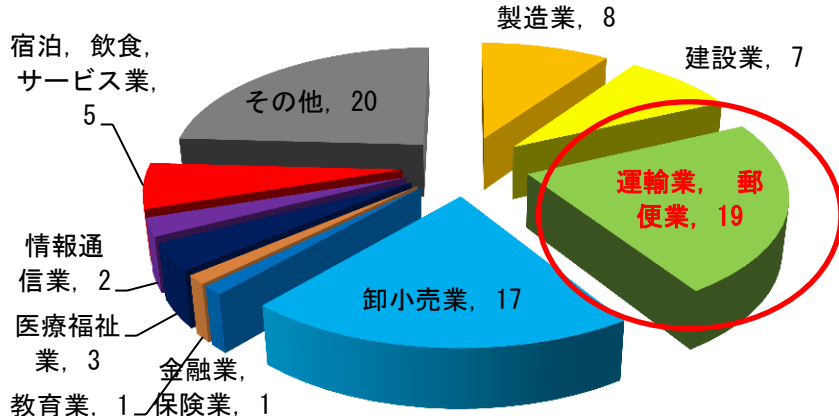


図3 請求件数の多い業種(大分類上位5業種・平成26年度全国)

順位	業種	件数
1	運輸業・郵便業	168
2	その他の事業	149
3	卸売・小売業	126
4	建設業	97
5	製造業	77

長時間労働など、過重労働により発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱われます。(いわゆる過労)

平成26年度、大阪府内で脳・心臓疾患に関する労災請求件数は83件ありました。

このうち、トラック運転者を含む運輸業・郵便業は、全体の22.9%を占めています。

また、全国でも、運輸業・郵便業が、脳・心臓疾患による労災請求件数の多い業種の第1位に上がっています。(図2・3)

3. 労働災害発生状況

図4 業種別適用労働者数(平成24年・大阪)

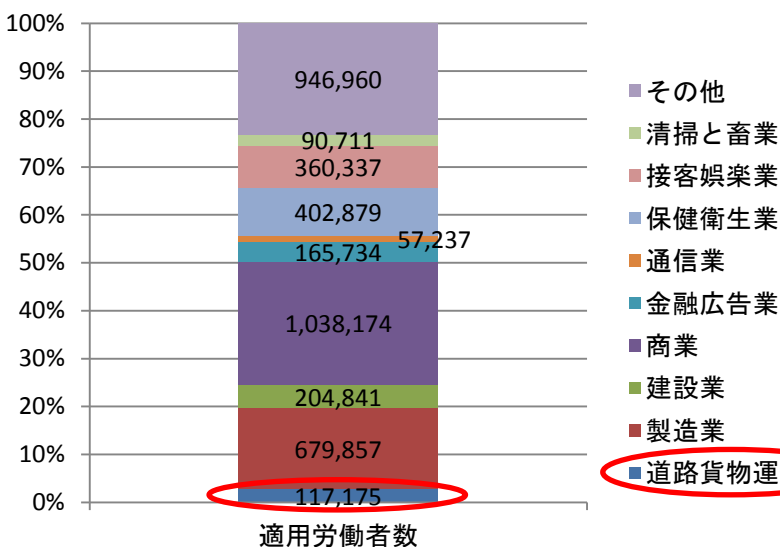
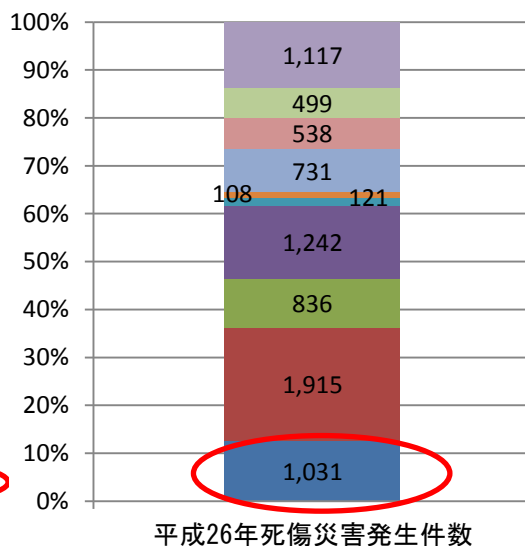


図5 業種別死傷災害発生件数(平成26年・大阪)



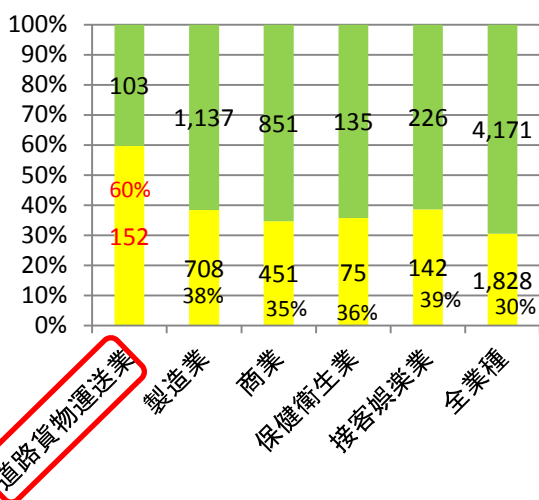
大阪府内の事業所において道路貨物運送業に従事する労働者の割合は約3パーセント(4,063,905人中117,175人)です。しかしながら、休業4日以上の労働災害発生件数は全体の約13パーセント(8,138件中1,031件)を道路貨物運送業が占めており、労働災害が他の業種に比べて高い割合で発生しています。(図4・5)

4. 労働基準関係法令違反の指導状況

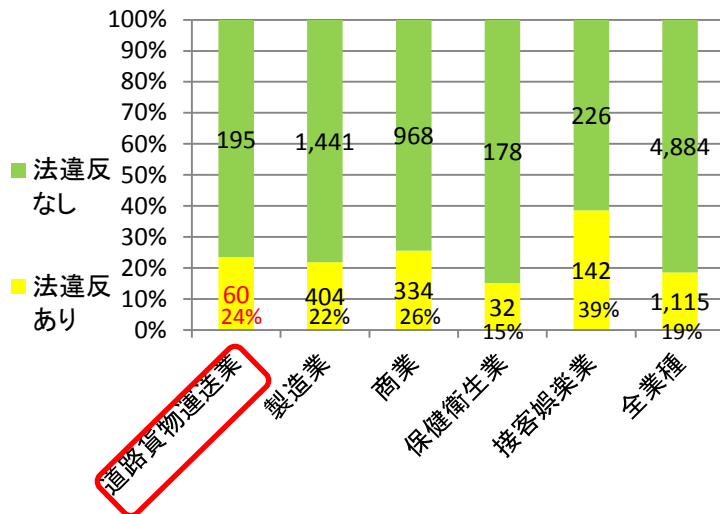
平成26年度に大阪労働局管下の労働基準監督署が実施した監督指導において、道路貨物運送業は労働基準法32・40条違反が約60%の事業場で発生しており、**他の業種と比較して高い割合で労働時間の指導を受けています**。また、健康診断に関する指導（労働安全衛生法66条違反）の割合（24%）も全業種（19%）より高くなっています。（図6）

図6 業種別事項別監督指導結果(平成26年度・大阪)

1 労基法32・40条(労働時間)



2 安衛法66条(健康診断)



以上のような状況から、大阪労働局ほか近畿ブロック各労働局では、トラック運転者の労働条件や安全衛生確保のため、平成26年度から**毎年9月に集中的な監督指導**を行っています。

◎平成26年度近畿ブロック一斉監督結果

監督指導実施結果の概要

	件数	違反率
監督実施事業場	158件	—
法違反事業場	129件	81.6%
改善基準違反事業場	84件	53.2%

主要な違反事項／違反率

	労働基準法関係	違反率	安全衛生法関係	違反率	改善基準	違反率
1	労働時間	46.2%	健康診断	18.4%	最大拘束時間	41.1%
2	労働条件明示	24.1%	安全衛生管理体制	8.9%	総拘束時間	34.2%
3	割増賃金	20.9%	その他	15.2%	休息期間	32.9%
4	その他	40.5%			連続運転時間	26.6%

また、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するため、「**トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会**」による取組も行われています。

◎トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会の概要

(目的)

トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的環境整備等を図ること。

(組織)

学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員。

(活動事項)

- 1 トラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること。
- 2 取引環境の改善に向けた取組に関すること。

トラック事業者の皆様へ

◎労働時間管理は適正ですか？

	概要	判定
36協定を提出し、その範囲内で勤務させていますか？	1日8時間・1週40時間を超えて労働者を働かせるためには労使協定の締結・届出が必要です。また、協定で定める限度を超えて働かせると労働基準法違反となります。	○ ×
残業時間、深夜・休日労働時間を賃金台帳に記入していますか？	賃金台帳には、賃金計算の基礎となる事項（労働日数、労働時間数、時間外・休日・深夜労働時間数）の記入が必要です。	○ ×
ドライバーの拘束時間は管理していますか？	拘束時間（始業時刻から終業時刻までの時間）は、原則として①1か月293時間以内②1日16時間以内（ただし15時間超えは1週2回まで）とする必要があります。	○ ×
ドライバーの休息期間は確保していますか？	勤務と勤務の間には、原則として8時間以上の休息期間が必要です。	○ ×
ドライバーの運転時間は管理していますか？	運転時間は、①2日平均で1日9時間以内②2週平均で1週44時間以内とする必要があります。	○ ×

◎健康診断や過重労働対策は行っていますか？

	概要	判定
健康診断を実施していますか？	常時使用する労働者については、雇入れ時、定期（1年以内毎に1回、深夜業従者は6月以内毎に1回）健康診断が必要です。	○ ×
健康診断結果に基づく医師からの意見聴取を実施していますか？	有所見者については、健診実施日から3月以内に意見聴取を行い、健康診断個人票に記載する必要があります。	○ ×
長時間労働者に対し、医師による面接指導等を実施していますか？	時間外・休日労働が月100時間を超え、申し出があった労働者については、医師による面接指導を実施しなければなりません。	○ ×

◎労働災害防止対策は行っていますか？

	概要	判定
交通労働災害防止のためのガイドラインに取り組んでいますか？	労働時間や健康管理等に加え、安全衛生教育や交通労働災害防止に対する意識の高揚などの積極的な推進により交通労働災害の防止に努めてください。	○ ×
陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに取り組んでいますか？	安全衛生体制の確立、荷役作業における労働災害防止措置（墜落・転落防止、フォークリフト災害防止など）、荷主との連絡調整など労働災害防止対策の積極的な推進に努めてください。	○ ×